

令和8年度埼玉県食品表示調査員 活動結果概要 (第2回までの定期調査報告分)

令和8年6月、県民の100名を埼玉県食品表示調査員として委嘱しました。

9月に実施した第2回の定期調査（県内店舗の食品表示状況の調査・報告）までの結果の概要は、以下のとおりです。

1 食品表示調査員数

(1) 委嘱人数 100名

(2) 年齢構成

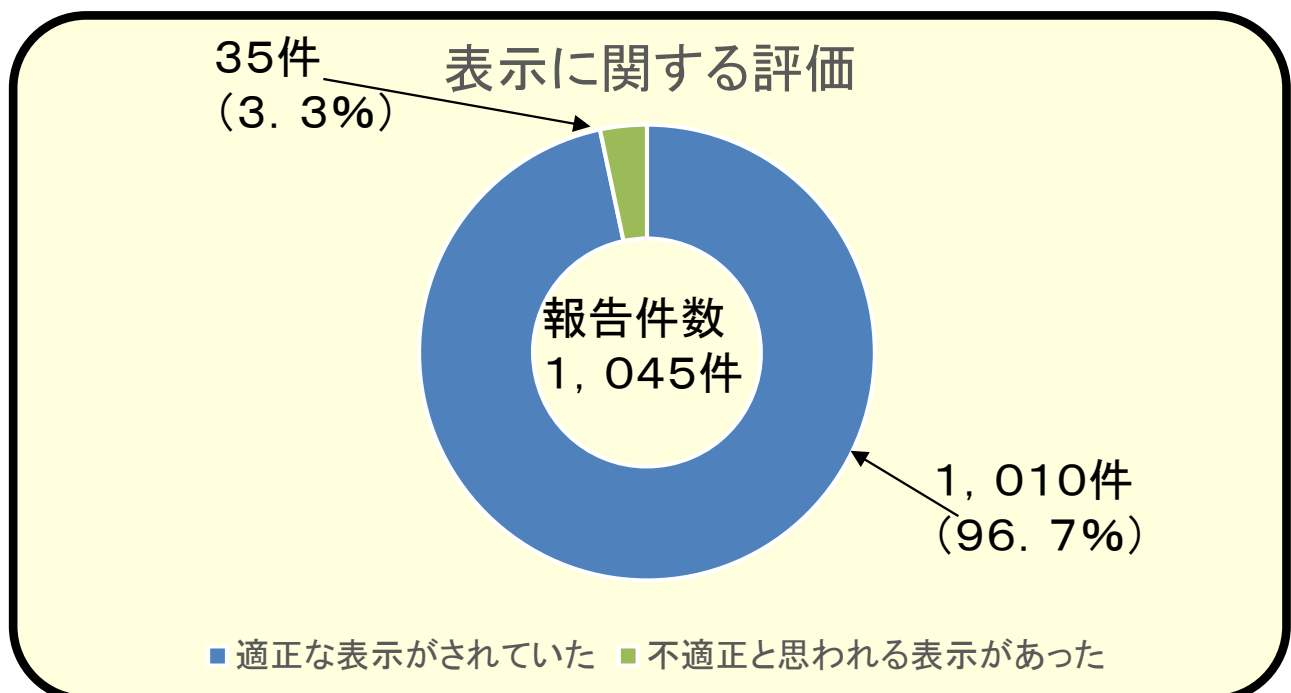
	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	計
人数	1名	5名	17名	23名	30名	18名	6名	100名

2 調査・報告店舗数

2-1 各店舗に対する調査員の評価

評価区分	報告件数	割合
適正な表示がされていた	1,010件	96.7%
不適正と思われる表示があった	35件	3.3%
合計	1,045件	100.0%

* 小数第2位を四捨五入



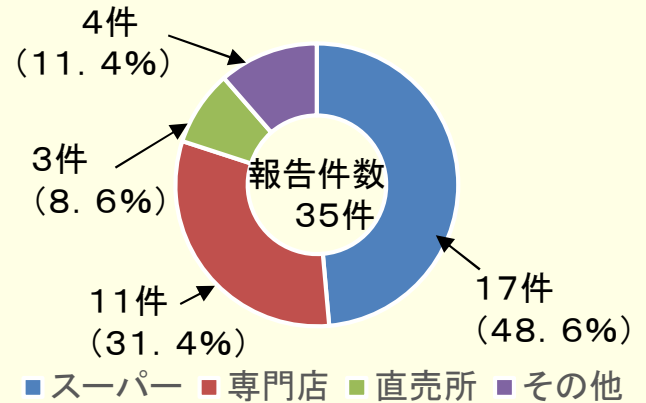
2-2 不適正と思われる表示があった店舗形態

不適正と思われる表示があった店舗形態

店舗形態	報告件数	割合
スーパー	17件	48.6%
専門店	11件	31.4%
直売所	3件	8.6%
その他	4件	11.4%
合計	35件	100.0%

* 割合の合計が100.0%とならないのは、四捨五入による。

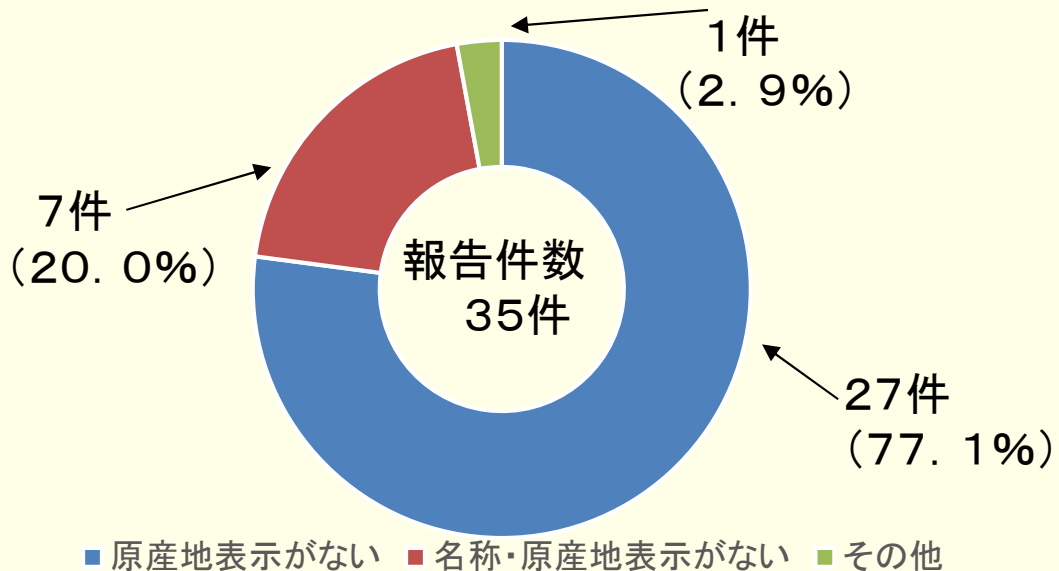
不適正と思われる表示があった店舗形態



2-3 不適正と思われる表示の内容

評価区分	報告件数	割合
生鮮食品の原産地表示がない	27件	77.1%
生鮮食品の名称・原産地表示がない	7件	20.0%
その他	1件	2.9%
合計	35件	100.0%

不適正と思われる表示の内容



2-4 不適正と思われる表示があった店舗に対する対応

報告数 合計	適正 報告 件数	不適正 表示 報告 件数					
			県職員による調査件数			市町村へ 情報提供	国機関 へ情報 提供
			総数	適正	改善指導		
1,045件	1,010件	35件	21件	14件	6件	6件	8件

※うち1件は調査不能

★ 食品表示法の規定では、食品を扱う店舗の業域（その店舗の事業展開の規模）に応じて、調査や指導の権限を持つ行政機関が異なります。

- ①埼玉県内にとどまらず、他県にも展開している店舗⇒ 国が対応
- ②埼玉県内にとどまるが、県内複数の市町村に展開している店舗⇒ 県が対応
- ③埼玉県内の一つの市町村(一部を除く)にのみ展開している店舗⇒ 当該市町村が対応

★ 不適正表示に関する報告があった場合、その店舗に対する調査・指導の権限を持つ機関に情報提供し、その機関において適切な対応を行います。

★ 改善指導の内容としては、不適正表示が確認された店舗の責任者等に対して、名称、原産地などの義務表示事項を必ず表示するよう要請するとともに、改善を確認します。

また、食品表示基準に関するパンフレットを配布するなどし、適正な食品表示のための普及啓発を行います。